

東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する基本方針の検証について

(復興支援・伝承課)

1 趣旨

東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する基本方針に関する取組を検証

【基本理念】

東日本大震災の経験や復旧・復興の過程、そこからの教訓を
 現在(いま)、そして未来に伝え続ける。
 一人ひとりがかけがえのない大切な命を守り、
 災害時に「自らの命を守る行動」が実行できる社会をつくる

2 伝承の基本方針の取組の成果と課題

方針の柱 1 震災の記憶・経験の蓄積と発信

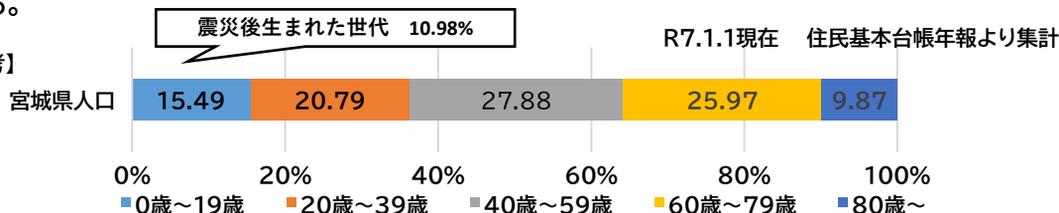
(成果)

- 令和3年6月に震災の記憶と教訓を永く後世に伝え継ぐため、「みやぎ東日本大震災津波伝承館」が開館し、各種展示を通して国内外から来館する方々へ津波から命を守るための行動の重要性を伝えた。伝承館における取組として、東北大学災害科学国際研究所との共同研究において「3.11みやぎ語り部講話」を開催し、令和4年度から3年間で延べ132回開催し、震災の経験談を継続的に発信することで防災・減災に関する意識の醸成を行った。また、東日本大震災を学びなおす「3.11学びなおし塾」については延べ236回、東日本大震災における新たな「学び」「気づき」を共有する「みやぎ復興の知恵」については延べ211回開催し、県民に対して震災を学ぶ機会を提供した。
- 今後発生する可能性がある津波災害から身を守るため、被災事実を後世に伝承し迅速な避難行動に繋がるよう啓発を行うため、県内外に出前講座を令和4年度から延べ40回実施し、防災意識の醸成や向上に寄与した。
- 「東日本大震災アーカイブ宮城」のコンテンツの充実を図り、今後の防災・減災対策や防災教育等の利活用に寄与したほか、東日本大震災の復旧・復興の過程で得られた職員の経験や教訓等を後世に継承していくため、復興10年間の総括検証を取りまとめた「みやぎの3.11」を令和5年3月に発行し、国、地方公共団体、教育機関に送付するとともに広く情報発信を行った。

(今後の課題)

- 震災から15年目を迎える現在、震災の記憶がない世代や震災を知らない世代が宮城県民の15.49%(震災後生まれた世代 10.98%)を占めており、今後もますます震災を知らない世代が増えることから、このような世代に対して震災の教訓を伝え続けることが課題となっている。

【参考】



- また、引き続き国内外の幅広い世代に対して震災について伝え継ぐ必要があることから、新たな情報ツールとして普及しているSNSにより情報を発信し続けることが必要となっている。

方針の柱 2 伝承や防災・減災に関する人材の育成と防災教育の推進

(成果)

- 地域や企業において「共助」の核となる自主防災組織などの地域防災活動を担う人材の育成のため、令和3年度から4年間で防災指導員養成講習を63回、フォローアップ講習を46回開催し、防災知識の習得に寄与した。
 市町村と自主防災組織が行う課題解決の取組に対して、4年間で計15地区にアドバイザーを派遣し支援し、地域防災組織の取組をサポートした。
- 東日本大震災当時の状況を深く理解し、子供の命を守る「宮城県の教職員」としての意識の伝承や醸成を図るため、教職員の初任者研修・新規採用研修において被災地を訪問し、防災に関する知識の習得を図ることができた。また、新任校長研修会は、石巻市震災機構大川小学校を訪問し、危機管理の意識の向上を図ることができた。

- 県内の学生に対して、みやぎ東日本大震災津波伝承館のパネル解説の研修を通じて、伝承に対する意識の醸成を図った。

(参考)

宮城県職員においても、震災対応未経験の職員割合が5割を超えている。



(今後の課題)

- ◆ 震災から15年を迎え、担い手の高齢化が懸念されることから、次世代への意識の醸成が課題となっている。
- ◆ 世代交代が進み、震災対応していない社会人が増え、その経験・教訓の伝承の必要性がますます高まっている。

方針の柱 3 多様な主体の連携による伝承の推進

(成果)

- 伝承団体をはじめ、学術機関や民間企業、行政など多様な主体の連携によるオール宮城での持続的な震災伝承を目指すため、令和4年9月に「震災伝承みやぎコンソーシアム」を設立した。全部で87団体が参加し、課題解決等に向けた具体的な活動として3つの部会活動(情報発信部会、環境整備部会、連携促進部会)を進めている。
- 被災地や伝承施設の視察を組み込んだモデルコースを作成し、国内外からの集客を目指してプロモーションを行うほか、令和4年度と令和6年度に開催された世界防災フォーラムにおいて復興の取組等について情報発信を行った。

(今後の課題)

- ◆ 伝承団体において、寄附金等が減少する中、伝承活動に取り組む資金が不足することが懸念され、活動への取組への支援が課題である。

3 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針について

- 国の基本方針においては、今後の大規模災害に向けた多様な教訓や東日本大震災の記憶を風化させることなく次の世代に伝え、今後の防災・減災対策や復興に活用することが重要としている。
- 令和8年度以降も東日本大震災の風化防止と教訓の継承の取組は継続する必要があると、国、地方公共団体、民間がそれぞれの役割を果たしながら連携して進めるとしている。

4 総括

- 復興の10年間の総括検証をまとめるなど震災の記憶・経験を進めたほか、語り部講話やSNSなどを活用し、国内外に震災の記憶と教訓の発信を進めた。また、多様な主体が参画するコンソーシアムを設立し、継続的に連携できる体制を構築した。
- 震災から15年を迎え、担い手の高齢化や震災を知らない世代が増加するなど課題となっており、課題解決のための対応が必要